

【参考】

業務ごとの変更概要（第4.0版）

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要(個人住民税・機能要件)

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
1.4.42. 他団体回送情報登録(国税連携) ID:0100254	総務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の形式で出力できること。	住民税申告の電子化及び他団体に回送するデータの作成機能(ID:0100736)により、他団体から回送されたデータの取り込み対象は、給与支払報告書、公的年金等支払報告書だけでなく、住民税申告書にも拡大されるため、既存の帳票である給与支払報告書及び公的年金等支払報告書と同様に住民税申告書も対応されるべきである。	総務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書、公的年金等支払報告書又は住民税申告書の形式で出力できること。
2.1.52. 租税条約にかかる免除 ID:0100333	租税条約に係る減免・租税条約非課税を管理(設定・保持・修正)し、一部減免又は税額が発生しないようにできること。 なお、租税条約に特化した管理とせず、他の減免と同様の汎用的な管理でも可とする。 ただし、汎用的な管理とする場合は租税条約の適用による減免であることを判別でき、対象者の抽出もできること。	個人住民税は租税条約の対象税目であるが、森林環境税は租税条約を適用する旨の直接の規定は無く、非課税・免除対象ではない旨のQ&Aが出ており、租税条約において、それぞれの税目で異なる非課税・免除の取扱いをする必要があるため、明確な表現に変更してほしい。	租税条約に係る減免・租税条約非課税を管理(設定・保持・修正)し、個人住民税のみ(森林環境税は適用対象外)で一部減免又は税額が発生しないようにできること。 なお、租税条約に特化した管理とせず、他の減免と同様の汎用的な管理でも可とする。 ただし、汎用的な管理とする場合は租税条約の適用による減免であることを判別でき、対象者の抽出もできること。
1.3.1. 申告書発送対象抽出 ID:0100711	以下の条件の可否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・外国人 ・転出者 ・他市住登外課税者 ・前年度給与特徴対象者	「他市住登外課税者」と「他団体課税者」が同一の対象を指しているため、記載を統一していただきたい。	以下の条件の可否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・外国人 ・転出者 ・他団体課税者 ・前年度給与特徴対象者

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要(法人住民税・機能要件)

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
2.2.28. 申告入力 (確定申告)) ID:0110144	第20号様式(第20号様式別表1及び第20号様式別表1の2を含む)に規定する摘要欄の各種項目を管理(設定・保持・修正)できること。以下の情報についても管理(設定・保持・修正)できること。 なお、分割基準を基にした課税標準額や均等割額など、自動計算及び表示が可能な項目は自動計算及び表示を行うこと。 <管理項目に含む> ・使途秘匿金税額等 ・法人税法の規定によって計算した法人税額 ・試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ・還付法人税額等の控除額 ・退職年金等積立金に係る法人税額 ・市町村民税の特定寄附金税額控除額 ・税額控除超過額相当額の加算額 ・外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ・外国の法人税等の額の控除額 ・仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ・租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	「・法人税法の規定によって計算した法人税額」という情報について、法人税額がマイナスとなるケースもあり得るため、マイナス値の法人税額を管理できるようにしたほうがよいのではないか。	備考に下記の文言を追記。 「連結事業年度に限り、計算の結果法人税額がマイナスとなった場合に、マイナス値を入力できることは妨げない。」

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要(固定資産税・機能要件)

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
1.1.1. 土地登記情報 ID:新規付番	—	法務局から連携される登記済通知書の電子データに生年月日の項目が今後追加されるため、本項目を追加していただきたい。	土地登記情報を課税台帳上で管理(設定・保持・修正)できること。同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理(設定・保持・修正)できること。課税台帳上で年度管理ができること。 ＜土地登記情報＞ ・権利者情報(生年月日) ・義務者情報(生年月日)
3.1.1. 課税台帳作成 ID:0120324	償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。 ＜償却資産課税台帳情報＞ ・一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度、適用終了年度	課税計算に必要な項目として本項目が定義されていないため、新規データ項目として定義していただきたい。	償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。 ＜償却資産課税台帳情報＞ ・一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける割合
3.1.8. 課税台帳作成 ID:新規付番	—	翌年課税台帳作成機能だけでなく、作成対象外機能も追加していただきたい。	「次年度課税台帳作成対象外フラグ」等の項目を用いて、次年度向け償却資産課税台帳作成処理の対象外と判定できること。
8.1.9. 都道府県への 通知 ID:0120244	補足資料(8.1.9.)_都道府県への通知_承継取得通知_土地 小分類:所有者郵便番号 他 データ型:x	システム上、郵便番号は数字7桁でデータ連携するため、データ型は数字のみを表す「9」に変更していただきたい。	補足資料(8.1.9.)_都道府県への通知_承継取得通知_土地 小分類:所有者郵便番号 他 データ型:9
8.1.9. 都道府県への 通知 ID:0120244	補足資料(8.1.9.)_都道府県への通知_承継取得通知_家屋 小分類:規約共用部分の評価額 データ型:9	本データ項目は備考欄に記載のとおり、固定資産税システムで管理していない場合は「-」で連携するため、データ型は文字列が含まれることを表す「X」に変更していただきたい。	補足資料(8.1.9.)_都道府県への通知_承継取得通知_家屋 小分類:規約共用部分の評価額 データ型:X

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要(軽自動車税・機能要件)

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
4.2.5. 他の地方団体 で課税してい た標識車両の 廃車申告情報 ID:0130211	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理(設定・保持・修正)できること。 <他の地方団体標識車両の廃車申告情報> 申告年月日 異動年月日(廃車年月日) 事由 他の地方団体情報(地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日) 旧所有者(氏名(名称)・住所(所在地)) 旧使用者(氏名(名称)・住所(所在地)) 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 <他の地方団体の車両情報> 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	「納税義務者」の項目が必要であるため、「納税義務者区分」として定義した。また、車種にあった項目を管理することを明記した。	他の地方団体で課税していた車両について、「小型二輪及び軽二輪」又は「原付及び小型特殊」に係る廃車申告内容の項目を管理(設定・保持・修正)できること。 <他の地方団体で課税していた標識車両の廃車申告情報> 申告年月日 異動年月日(廃車年月日) 事由 他の地方団体情報(地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日) 納税義務者区分 旧所有者(氏名(名称)・住所(所在地)) 旧使用者(氏名(名称)・住所(所在地)) 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 <他の地方団体の車両情報> 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要(収納管理・機能要件)

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
2.1.10. 消込処理 (共通納税) ID:新規付番	—	共通納税の公金対応に伴い納付情報ファイル等に地方税以外の情報も含まれるようになるため、税務システムにおいて必要な情報のみ取り込むための要件を、標準オプション機能として新規に追加した。	納付情報管理ファイル、納付情報ファイル(納付日ベース)、納付情報ファイル(入金日ベース)の取り込み、管理にあたっては、税目・料金番号等により必要な納付データのみを取り込み、管理ができること。また、取り込み後に取り込み対象外のデータをファイル出力できること。
2.1.18. 日計/月計表 作成 ID:0140430	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税と都市計画税も同様に作成できること。	按分後の金額が1円未満であるときは、その金額を切り捨てることとして取り扱うため、その旨を追記してほしい。	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税と都市計画税も同様に作成できること。なお、1円未満の端数を切り捨てられること。
2.2.5. 口座振替依頼 書作成 ID:新規付番	—	地方団体からの意見を踏まえ、口座振替依頼データを作成する際に、口座分納に対応するための要件を、標準オプション機能として新規に追加した。	登録された口座情報に基づき、金融機関別に分割納付用の口座振替依頼データを作成できること。
5.1.1. 年度繰越処理 ID:0140458	個人住民税・森林環境税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。	按分後の金額が1円未満であるときは、その金額を切り捨てることとして取り扱うため、その旨を追記してほしい。	個人住民税・森林環境税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。なお、1円未満の端数を切り捨てられること。
8.1.3. eLTAXとの連携 (納付書情報 のアップ ロード) ID:新規付番	—	次期更改及びeLTAXを活用した公金収納に伴い、納付情報管理ファイル、納税情報ファイル(納付日ベース)、納付情報ファイル(入金日ベース)の取得元が審査システムから共通納税IFSに変更となり、同時に共通納税IFSからの取得のためのAPIを提供するため、標準オプション機能として新規に追加した。	APIにより納付情報管理ファイル、納付情報ファイル(納付日ベース)、納付情報ファイル(入金日ベース)を共通納税IFSから連携・ダウンロードできること。 「共通納税IFS API仕様書」に記載される機能を実装すると共に必要となるデータを管理できること。

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要（滞納管理・機能要件）

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
2.4.1. 分割納付計画 策定 ID:新規付番	—	ID0150109「分割納付期別の優先順位を任意に設定できること。期別、納期限、本税優先でのソート機能を有すること。」の書きぶりについて、任意の定義について地方団体から質問があり、構成員と必要機能について協議し、完全に任意の機能までは不要だが、「期別、納期限、本税優先でのソート機能」の中から任意に実装できる機能は必要という意見があったため、要件の考え方・理由にその旨を追記するとともに、完全に任意のパターンを求める意見もあったため、標準オプション機能として、直下の機能に新規追加した。	分割納付期別の優先順位を、完全に任意に設定できること。
2.4.18. 分割納付不履行 管理 ID:新規付番	—	滞納者が分割納付する際に、各回で使用する納付書において、納付予定日をわかりやすくするため実装した。なお、手書き運用で代替できる機能であることから自治体によって実装判断が分かれると思われるため、標準オプションとしている。	分割納付書における印字項目「指定期限」については、分割納付計画書上の「納付予定日」を記載できること。
2.4.18. 分割納付不履行 管理 ID:新規付番	—	滞納者が分割納付する際に、各回で使用する納付書において、納付予定日をわかりやすくするため実装した。なお、手書き運用で代替できる機能であることから自治体によって実装判断が分かれると思われるため、標準オプションとしている。	分割納付書には、分割納付計画書上の「計画回」を記載できること

全国意見照会版から【第4.0版】への変更概要(税務共通・機能要件)

機能ID	全国意見照会版	検討経過	第4.0版
1.1.9. 公印管理 ID:0160123	電子公印のサイズは、実物の公印の印影データを取込・出力するため、標準仕様書で限定していない。	電子公印のサイズについて、住民記録システム標準仕様書にて規定するサイズ(最大25mm角)に準じるべきとの事業者意見を踏まえ、要件の考え方・理由に補記。	電子公印のサイズは、住民記録システム標準仕様書に準じる。
1.6.5. 再発行 ID:0160072	調査結果より住所が判明した納税義務者に対し、納期限及び送付先を再設定の上、返戻となった帳票を再発行できること。	全国意見照会にて「返戻分の再送付時に納税通知書を個別に出力すると膨大な時間がかかるので、一括で出力したい」との意見を受領したため、備考欄に補記した。	備考欄に下記の一文を補記。 「一括で出力することも妨げない。」
1.7.6. 個人番号カードによる各種証明書の交付 ID:0160090	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書に基づくコンビニ等の端末における各種証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた各種証明書の電子申請に対応していること。	コンビニ交付の対象とする証明書を具体的に定義すべきとの意見を踏まえ、現在多くの地方団体がコンビニ交付運用を行っており、今後も需要が見込まれる帳票について要件内に明記した。	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書に基づくコンビニ等の端末における下記証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた各種証明書の電子申請に対応していること。 ＜対象証明書＞ ・所得証明書 ・(非)課税証明書
1.7.6. 個人番号カードによる各種証明書の交付 ID:新規付番	—	コンビニ交付の対象とする証明書を具体的に定義すべきとの意見を踏まえ、その他の証明書については実装必須機能(※)として新規に追加した。また、導入先の地方団体が現在コンビニ交付を行っており、かつ、移行後も継続交付を希望する証明書については地方団体と協議の上実装する必要がある旨を要件の考え方・理由欄に記載した。	・その他証明書 【要件の考え方・理由】 税証明書のコンビニ交付については、地方団体によって対象としている帳票が大きく異なるため、多数の地方団体が共通して交付している証明書を実装必須機能、その他証明書を実装必須機能(※)として整理している。 その他証明書については、すべての証明書がコンビニ交付できることを求めるものではないが、導入先の地方団体が現在コンビニ交付を行っており、かつ、移行後も継続交付を希望する証明書については地方団体と協議の上実装する必要がある。
1.10.1. データ出力 ID:0160108	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ(外字情報を含む。)について印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること。	外字情報のイメージ管理は想定していないため要件から削除した。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること。